

総産業建設務

① 松前町行政手続条例の改正

要旨

今回の改正は、行

長を追加する。付則で既存の松前町教育委員会教育長の給与に関する条例を廃止する。

(全員一致で可決)

③ 松前町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新たな教育長に職務専念の義務が課せられるため、新規に条例を規定する。

(全員一致で可決)

② 松前町特別職の職員の給与に関する条例の改正

要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分が一般職から特別職に変わることによる給与の変更を規定する。

(全員一致で可決)



教育長待遇等の条例を可決

④ 松前町特別職報酬等審議会条例の改正

要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分が一般職から特別職に変わることによる給与の変更を規定する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分が一般職から特別職に変わることによる給与の変更を規定する。

⑤ 松前町職員定数条例の改正

要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、松前町職員定数条例の一部を改正する。

問

条例の改正により職員の定数が変わることか。

答 法律の一部改正により、教育委員会事務局職員の定数を規定する条項が変わったため、条例で法律の条項を引用している箇所を改正するものであり、内容は変わらない。

(全員一致で可決)

